

いっしょに考えよう！

子どもの権利のこと

相模原市子どもの権利条例



子どもの権利条例前文より

子どもたちが生き生きと健やかに成長していくためには、子どもを権利の主体として尊重し、本来持っている権利を保障することが大切です。

子どもたちは、自分の意見を表明することや様々な活動に参加することなどができます。こうした経験を通して、子どもたちは、生まれながらに持っている子どもの権利を正しく理解するとともに、自分自身を大事にして、他の人とも尊重し合いながら成長していくことが大切です。

大人たちには、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの声や願いを受け止め、気持ちに寄り添い、子どもにとって最善の利益とは何かを考えながら、子どもの年齢や発達に応じた支援をする責任があります。



日本には、日本のすべての人が幸せに暮らすための「日本国憲法」があります。

さらに、日本は、世界の子どもたちが幸せに暮らすことができるようにと作られた「児童の権利に関する条約」を結んで、子どもの権利を大切にすることを約束しています。

相模原市には、この憲法と条約の考えをもとに、さがみはらの子どもたちが幸せに暮らすための市の決まり「子どもの権利条例」があります。

子どもの権利って何？

子どもはみんな、生まれたときから幸せに生きる権利を持っています。
子どもが、自分らしく、のびのびと成長していくために必要な、子どもの基本的な人権です。

子どもの権利条例では、子どもが生き生きと自分らしく成長していくために、大切な権利を定めています。大きく4つの権利に分けられています。

安心して生きる権利(条例第4条)

- ・ 命が守られ、かけがえのない存在として、大切にされること。
- ・ 愛情と理解をもって育てられること。
- ・ 適切な医療が必要に応じて提供されること。
- ・ どんな理由でも差別をされないこと。
- ・ 安全な環境で生活ができること。



子どもは、それぞれが世界中でたった一人しかいない、かけがえのない存在として大切にされるべき存在です。また、一人ひとりがそれぞれちがいを認め合うことが大切です。

考えてみましょう

どんなときに、家族や周りの人から大切にされていると感じますか。これまでの生活をふり返って考えましょう。

心身ともに豊かに育つ権利(条例第5条)

- ・ 自分らしさが認められ、個人として尊重されること。
- ・ 年齢や発達に応じ、安心できる場所で学んだり、遊んだり、休息すること。
- ・ 自然や歴史に親しんだり、文化や芸術等の活動をすることによって、人間性を養うとともに、創造力を育むこと。

人には、考え方や何かを大切に思う心など、様々な自分らしさがあります。自分らしさを大切に、勉強したり遊んだり、時には失敗しながら成長していきます。

考えてみましょう

あなたの自分らしさはどんなところですか。

自分らしさを生かしてこれまで努力してきたことや、これから取り組みたいことはどんなことですか。

自分を守り、守られる権利(条例第6条)

- ・ いじめ、体罰、虐待等を受けないこと。
- ・ 犯罪や危険、有害な環境から守られること。
- ・ 自分の考えが尊重され、不当な扱いを受けないこと。
- ・ プライバシーが守られ、名誉や信用が傷つけられないこと。
- ・ 困ったときは気軽に相談し、適切な支援を受けられること。



どんな理由があっても、いじめや体罰など、みなさんの心や体が傷つけられるようなことがあつてはなりません。また、自分を守るために、自分の思いを伝えたり、相談したりすることも大切なことです。

自分を大切にすると同じように、友達を思いやることも大切です。

考えてみましょう

友達が傷ついているのを見かけたとき、あなたはどのようにしますか。

地域および社会に参加する権利(条例第7条)

- ・ 自分の意見を表明すること。
- ・ 表明した自分の意見が尊重されること。
- ・ 意見を表明するために必要な情報の提供等の支援を受けられること。
- ・ 仲間を作ったり、仲間と集まったり、仲間と活動すること。



子どもにも、自分にかかわることについて「こう思う」などと自分の考えを言う権利があります。学校や地域の活動に参加し、自分の意見を伝えましょう。話し合いでは、他の人の話や意見も尊重します。

考えてみましょう

学校や部活動、地域の話し合いに参加するとき、どのようなことに気を付けますか。

そのほか条例では、子どもの権利を守るための大人の責務を定め、子どもの権利への理解と関心を深めるきっかけとなるよう、11月20日を「さがみはら子どもの権利の日」としています。また、子どもの権利について考える行事を11月に行うことにしています。

※条例の全文は、相模原市のホームページに掲載しています。トップページから「子どもの権利条例」で検索してください。

権利は、誰にも同じようにあります。自分のことだけを考えて行動すると、他の人が困ったり、悲しい思いをしたりするかもしれません。

また、守るべきルールや決まりもあります。

みなさんには、自分のことを大切にしながら、他の人に対しても思いやりをもって、お互いの権利を大切にしてほしいと思います。

もし、みなさんが、誰かに傷つけられたときや、嫌な思いをしたときは、がまんしないで、相手に嫌だと伝えることや、身近な人に相談したり、助けを求めたりすることも大切な権利です。



家族や先生、友達に相談しにくい、言いにくい悩みやしんぱいごとは、市の相談窓口で話を聞かせてください。



<学校や友達のことなどの悩みや心配ごとについての相談>

相談窓口	電話番号・メール	開設時間など
教育相談課	中央相談室	042-752-1658
	南相談室	042-749-2177
	城山相談室	042-783-6188
	相模湖相談室	042-682-7020
ヤングテレホン相談	042-755-2552	月～金曜日 午後3時30分～午後9時 土曜日 午後1時～午後5時 (祝日、年末年始はお休み、最終受付は終了の15分前まで)
Eメール相談	yantele@city.sagami hara.kanagawa.jp	24時間受付 (お返事には数日かかります)

<いじめのことについての相談>

相談窓口	電話番号	開設時間など
さがみはら 子どもSOSダイヤル	042-707-7053	24時間受付

<困ったときやつらいときなどの相談>

相談窓口	電話番号	開設時間など
さがみみ (さがみはら子どもの権利相談室)	0120-786-108 子ども専用/通話無料 (大人の方は042-786-1894)	月～金曜日 午後1時～午後8時 土曜日 午前10時～午後5時 (祝日、年末年始、青少年学習センター休所日はお休み)相談の予約ができます



子ども・若者向けの相談窓口 検索ツール



←悩みに合った相談窓口が検索できます。



さがみマスケットキャラクター

つらいときは
ひとりでなやまないで
おはなしかせてね